

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1-1	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	生物多様性及び生態系サービスの総合評価(Japan Biodiversity Outlook 2:JBO2)		
施策等の目的・概要	我が国における生物多様性及び生態系サービスの現状等を国民に分かりやすく伝え、生物多様性保全に係る各主体の取組を促進するとともに、政策決定を支える客観的情報として活用することを目的とし、平成22年に発行した生物多様性総合評価JBOの後継業務として、平成26～27年度に総合評価を実施した。		
施策等の実施状況・効果	わが国における過去50年間の「生物多様性の損失の要因」、「生物多様性の損失への対策」、「生物多様性の損失の状態」、「人間の福利と生態系サービスの変化」を評価した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 10,476千円		
	平成27年度(執行ベース): 14,040千円		
	平成28年度(当初予算): 無し(次回の総合評価実施まで)		
今後の課題・方向性等	政策上の課題(生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けた課題)及び研究上の課題(生物多様性及び生態系サービスの評価における課題)が明らかにされたので、これらに取り組むとともに、とりわけ次期生物多様性国家戦略の策定等に反映される可能性がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	農林水産省
重点検討 項目番号	①a)b) ②b)		
施策等の名称	生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援		
施策等の目的・概要	農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産分野に対応した、民間が生物多様性保全活動を支援する仕組みを構築することを目的として、農林水産業が育てている生物多様性について経済的評価を実施し、生物多様性の保全や利用に向けた活動が促進されるよう、こうした評価の活用のあり方を検討した。		
施策等の実施状況・効果	農林水産分野における生物多様性の経済的評価や、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、その仕組みを構築するための手法について手引き及びパンフレット(農林漁業者向け、企業等向け)として取りまとめた。 また、平成26年12月、平成28年2月には、生物多様性保全を付加価値とした取組を展開している農林漁業者やそれらを支援する企業等の活動の紹介や経済的評価等を行うことで、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウム(参加者200名程度)を開催した。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): <b>予算事業ではなく庁費等により対応</b>		
	平成27年度(執行ベース): <b>同上</b>		
	平成28年度(当初予算): <b>同上</b>		
今後の課題・方向性等	今後の方向としては、良好な環境を維持・増進しつつ持続可能な地域を実現する方策のひとつとして、地域・商品の付加価値化や農山漁村の生物多様性保全に資する活動への協力・支援を進めるための仕組みを検討。生態系サービスの価値などの客観的評価に基づくことで、民・民(企業、消費者からの農業農村への直接支援、商品購買、ファンド等)の関係強化を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	第2回点検時の今後の課題である「経済価値評価等の取組」や「農林水産業従事者以外にも巻き込んだ地域ぐるみの取組をいかに進めるか」の対応としては、生物多様性の保全に対する経済的評価等の客観的評価の活用を念頭に、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムの開催や、取りまとめた手引き及びパンフレットの普及啓発等を実施しているところ。		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	生物多様性地域戦略の策定促進		
施策等の目的・概要	生物多様性の保全と持続可能な利用の実現には、地域の理解と多様な主体による取組が不可欠なことから、地域の特性に応じた取組が進むよう、生物多様性基本法第13条では地方自治体が生物多様性地域戦略を定めることを努力義務として規定し、手引きの作成配布や支援事業(制度は平成25年度に廃止)により、地域戦略の策定を支援。		
施策等の実施状況・効果	H28年3月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方自治体は、39都道府県(全47都道府県の83%)、15政令指定都市(全20市の75%)、 <del>5355</del> 市区町村(全1,721市区町村の <del>3+3.2</del> %)となっており、都道府県、政令指定都市ではおおよそ8割前後ですでに策定済みとなっている。前回点検時(H26年3月時点)からの伸び率は、都道府県で約26%(31→39都道府県)、市区町村約 <del>5559</del> %(44→ <del>6970</del> 市区町村)である。平成27年3月には、奄美大島の5市町村が、全国で初めて共同で地域戦略を策定した。なお、策定の支援事業は、平成26年度に25年度からの継続事業のみ実施して終了している。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):23,860千円		
	平成27年度(執行ベース):地域戦略策定に係る支援は廃止され、予算措置なし		
	平成28年度(当初予算): <del>予算措置なし</del> 12,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	生物多様性国家戦略2012-2020では、行動計画のなかで、平成32年までにすべての47都道府県が地域戦略を策定することを目標としており、今のところ平成30年までにはすべての都道府県で検討が行われる見込みとなっているが、策定予定年度がずれ込んでいる例もいくつか見られることから、更なる働きかけや情報提供を図っていく。また、市区町村を含め、更なる策定促進を図るためには、策定後にどのように活用されているかの情報を収集分析し、地域戦略策定のメリットをアピールしていく必要がある。これは、すでに策定済みの自治体のうち、取組が停滞している場合にも、取組活性化に効果があるものとする。このため、平成28年度には、地域戦略策定済みの自治体からのヒアリングにより、役割や効果、デメリットなど実態や優良事例収集のための調査を実施する予定。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	(特に該当なし)		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①b) ②b)		
施策等の名称	「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進		
施策等の目的・概要	農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。		
施策等の実施状況・効果	平成24年にCOP10の成果等を踏まえ「農林水産省生物多様性戦略」を改正。 《見直しのポイント》 ・生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化のさらなる推進 ・「戦略計画2011-2020・愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10の決議を踏まえた施策を推進 ・生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手 ・甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): <b>予算事業ではなく庁費等により対応</b>		
	平成27年度(執行ベース): <b>同上</b>		
	平成28年度(当初予算): <b>同上</b>		
今後の課題・方向性等	引き続き「農林水産省生物多様性戦略」に基づき関連施策の推進を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	第2回点検時の今後の課題である「農林水産業の分野でも、引き続き生物多様性保全に資する様々な取組について推進していく必要がある。」の対応としては、引き続き、「農林水産省生物多様性戦略」に基づき関連施策の推進を図っているところ。		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討		
施策等の目的・概要	愛知目標の達成に向け、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」(平成21年度発行)の普及を図るほか、国内外の先進的な取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、これらの結果を冊子「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」及び別冊事例集に取りまとめて情報発信した。また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行った。さらに、生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)をはじめ国際的な動向を把握して情報発信した。</p> <p>・平成27年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国3カ所で開催(3カ所合計約500名参加)し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、先進的な取組を行う企業だけでなく、業界全体での取組の底上げを図るため、前年度の検討を踏まえ「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き(素案)」の作成や、事業者団体向けのシンポジウムを開催(約160名参加)したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施(日本製紙連合会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本旅行業協会及びNPO法人日本エコツーリズム協会)し、事業者団体への支援を行った。モデル事業を実施した結果、参画した団体において、生物多様性の検討主体の立ち上げや、行動計画の改定案の作成等、各団体で進捗が見られた。</p> <p>・これらの取組の結果、愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録件数のうち、主に事業者や事業者団体によるものが年々着実に増加するなど、効果を確認している。(平成25年度末時点43件、平成26年度末時点72件)</p> <p>・平成28年度は、引き続き「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及による事業者の取組の促進や事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインについては、有識者、事業者等の意見を聞きつつ改訂の検討を行う。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 8,640千円(54,149千円の内数)</p> <p>平成27年度(執行ベース): 9,612千円(50,000千円の内数)</p> <p>平成28年度(当初予算): (45,000千円の内数)</p>		
今後の課題・方向性等	当該施策は、平成23年度から実施しており、上記のとおり、愛知目標の達成に貢献する事業者や事業者団体によるプロジェクトが年々着実に増加するなど、効果が出ている。引き続き、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインの改定検討を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的・点検結果（調査票）

整理番号	6	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	自然環境調査・整備		
施策等の目的・概要	<p>我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に自然環境保全基礎調査を始め、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。</p> <p><b>【自然環境保全基礎調査】</b> 一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和48年度より実施してきた調査。</p> <p><b>【いきものログ】</b> 全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステム。データベースを検索・閲覧出来るほか、市民参加型調査を実施する機能も備えている。</p> <p><b>【重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)】</b> 全国の多様な生態系にある約1000箇所の調査サイトにおいて、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を100年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的として、平成15年度から実施してきた調査。</p> <p><b>【鳥類標識調査】</b> 鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類に足輪等の標識を装着し放鳥することで個体識別を行い、再捕獲等による個体の確認情報を記録する調査。わが国では1924年に開始され90年以上にわたって実施しており、長期間のデータの蓄積が進んでいる。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【自然環境保全基礎調査】</b> 近年は、植生調査・沿岸域変化状況等調査に注力している。</p> <p><b>&lt;植生調査&gt;</b> 平成11年度より、従来の5万分の1植生図からより精度を上げた2万5千分の1植生図への全面改訂に着手している。平成26年度は国土の約4%分、平成27年度は国土の約4%分の整備を完了した。平成28年度は、国土の約3%分を整備し、これによって全国の約80%の地域の整備が完了する予定である。</p> <p><b>&lt;沿岸域変化状況等調査&gt;</b> 平成22年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成26年度は約650km、平成27年度は約360kmの海岸域を調査し、全国の海岸のうち約84%を終了した。</p> <p><b>【いきものログ】</b> 平成25年10月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約630万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で公開されている。また、「しおかぜ自然環境調査」などの市民参加型調査を実施した。</p> <p><b>【重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)】</b> 10の生態系タイプで調査サイトを設置し、調査を継続している。これまで、シギ・チドリ類調査(142サイト)ではシロチドリ等の減少傾向、里地調査(191サイト)ではノウサギ、テン等の減少傾向や外来種の分布拡大、ガンカモ類調査(80サイト)ではシジュウカラガン等の増加傾向、高山帯調査(5サイト)ではハイマツ年枝伸長量の増加傾向を検出する等、生態系の変化に係る情報が蓄積されつつある。得られた知見は随時ウェブサイト等を通じ公表するとともに、行政施策への活用促進等を目的として生態系毎に5年に一度のとりまとめを行っている(直近では、平成25-26年度に全分野でとりまとめ・公表済)。</p> <p><b>【鳥類標識調査】</b> 1961年以降に標識放鳥された鳥の数は2014年には545万羽を超え、平成26年は約15万羽を放鳥している。長期間にわたって蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、外来鳥類の分布状況の解析等にも活用されている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 742,232</p> <p>平成27年度(執行ベース): 818,955</p> <p>平成28年度(当初予算): 572,761</p>		
今後の課題・方向性等	<p><b>【自然環境保全基礎調査】</b></p> <p><b>&lt;植生調査&gt;</b> 2万5千分の1植生図作成業務は、平成28年度末で国土の約80%の地域の整備が完了する予定となっている一方、調査期間が限定される地域や急峻な山岳地帯の多い地域等では、整備が遅れていることから、重点的に整備を行うこととしている。<b>概ね平成32年度の全国整備完了を目指している。</b></p> <p><b>&lt;沿岸域変化状況等調査&gt;</b> 調査がまだ行われていない16%の海岸域調査を実施し、泥浜・砂浜の変化状況等を把握する。</p> <p><b>【いきものログ】</b> 地方公共団体が管理するデータを収集し、一般参加者の増加を図る。</p> <p><b>【重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)】</b> 調査成果が専門的で分かりにくく行政施策などへの活用が難しいことから、より活用しやすいようとりまとめを行う必要がある。また、里地、鳥類など市民参加型の調査を行っている分野では、調査員の高齢化などにより調査体制の維持が将来的に困難となるサイトが増えてきていることから、新規調査員の獲得を進めていく必要がある。</p> <p><b>【鳥類標識調査】</b> 今後も調査を継続することにより、渡り等の実態や生態、種の分布情報等に資するデータを蓄積し、各種解析に活用していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	<p>これら一連の調査の推進によるデータの収集・発信は、P117L9「～その基盤となる調査研究(中略)のさらなる充実」や、P117L15「～早急に科学的知見を集積する(後略)」という課題への対応に資すると思われる。</p>		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3	府省名	農林水産省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	b), c)
施策等の名称	生物多様性に対する国民理解の増進		
施策等の目的・概要	生物多様性に対する国民理解の増進のため、「生きものマーク」の活用などを通じて国民の理解を促進するとともに、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信		
施策等の実施状況・効果	生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の取組について、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): <b>予算事業ではなく庁費等により対応</b>		
	平成27年度(執行ベース): <b>同上</b>		
	平成28年度(当初予算): <b>同上</b>		
今後の課題・方向性等	引き続き「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	第2回点検時の今後の課題である「農林水産業が生物多様性の保全に貢献していることについての国民理解の増進」の対応としては、引き続き、「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて国民理解の促進しているところ。		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	水産庁
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	b), c)
施策等の名称	水産エコラベルの普及啓発		
施策等の目的・概要	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及啓発		
施策等の実施状況・効果	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書に記載し、普及啓発を図った。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): <del>なし</del> 予算事業ではなく庁費等により対応		
	平成27年度(執行ベース): <del>なし</del> 同上		
	平成28年度(当初予算): <del>なし</del> 同上		
今後の課題・方向性等	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及啓発をする。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			



**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	9	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	c)
施策等の名称	「国連生物多様性の10年」推進事業		
施策等の目的・概要	<p>国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めており、また、日本は生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)議長国として、COP10の成果である愛知目標の実現に率先して取り組んでいくことが国際的に求められている。愛知目標を実現するためには、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、生物多様性の主流化を目指し、愛知目標の実現を着実に推進していく。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年9月から、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。</li> <li>・平成27年度は、滋賀県で全国ミーティングを開催した(約180名参加)。</li> <li>・国連生物多様性の10年や生物多様性に関する日本の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等を制作している。</li> <li>・国連生物多様性の10年の中間年にあたり、UNDB-Jのこれまでの取組の成果と課題を中間評価としてとりまとめた。また、後半5年間のUNDB-J及び委員の目標と具体的取組をまとめたロードマップ作成に向けて、UNDB-Jの運営部会や幹事会、中間年フォーラム等にて幅広く意見交換を実施した。</li> <li>・平成27年度までに79件の推奨する連携事業を認定した。</li> </ul>		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 15,525千円		
	平成27年度(執行ベース): 15,452千円		
	平成28年度(当初予算): 14,838千円		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成23年度より実施しており、自治体や企業の取組、推薦図書の普及、推奨する事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果が得られている。</p> <p>一方で、委員の取組を通じた主流化の一層の促進、セクター間の連携の強化、社会的発信力の強化、2020年のゴールイメージ等の課題があったため、それらを平成27年度に中間評価としてまとめた。平成28年度中に中間評価としてまとめた課題と今後の方向性をもとに、後半5年間のロードマップを作成し、更なる取組の促進を図っていく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	12-2	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	<p style="text-align: center;"><b>国立・国定公園の保全及び活用の推進</b>  <b>【ジオパークと連携した地形・地質の保全活用推進】</b></p>		
施策等の目的・概要	<p>日本を代表する地形・地質やそれにより成り立つ風景・生態系等を対象としている点が共通する国立公園とジオパークが連携することにより、地形・地質の保全及び活用をより推進することを目的とする。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成25年度は国立公園とジオパークが重複する全国9地域において、学術的価値の高い地形・地質の保全し、科学的知見に基づきその魅力を観光、環境教育、防災教育に活用するための保全活用計画の策定に向けた取組の支援や国立公園とジオパークの連携した取組に関するシンポジウム等の開催を行い、地域住民との意見交換を図った。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成25年度(当初予算): なし		
	平成25年度(当初予算): 35,898千円		
	平成26年度(当初予算): 36,916千円		
今後の課題・方向性等	<p>国立公園とジオパークが重複する地域において、引き続き連携を強化し、地形・地質の保全及び活用を推進していく。</p>		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	7	府省名	農林水産省
重点検討 項目番号	②a)b) ③b)		
施策等の名称	生物多様性に配慮した漁業推進事業		
施策等の目的・概要	水産資源の保存管理手法としての海洋保護区の検証、普及・対外発信及び希少海洋生物の実態調査を行うことにより、生物多様性に配慮した漁業を推進することを目的とする。		
施策等の実施状況・効果	平成25、26年度では国内外における海洋保護区の事例を複数調査し、平成27年度は、これまで調査を行った事例の中から2事例を選定し、地域特性に応じた管理体制、海洋保護区の効果等について総合的に検証した。また、日本型海洋保護区に関する普及・啓発のため、日本型海洋保護区の実例及び効果を整理したパンフレットを作成し、都道府県の水産部局に加え、環境部局、民間団体等への配布を行った。 また、水産庁が資源評価を行っている種等(WCPFC、NPFC、IWC管理対象を除く)及び小型鯨類について、希少性評価手法の検討を行うとともに、希少海洋生物の生態について調査を行った。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 28,980		
	平成27年度(執行ベース): 25,396		
	平成28年度(当初予算): <b>予算事業ではなく庁費等により対応</b>		
今後の課題・方向性等	水産資源の保存管理手法としての海洋保護区について、対象海域の生態系や利用形態等の特性に応じて多様な管理体制が存在しているため、今後も保全対象の海域における生態系の構造、利用の実態等について検証を行う必要がある。 また、希少海洋生物の評価を行うために、漁獲データ、生息実態等について継続的に情報収集を行う必要がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	水産資源の保存管理手法としての海洋保護区について、引き続き国内漁業者を中心に、地域特性に応じた管理体制、効果等の普及・啓発活動を進めるとともに、英訳版を作成して国際的な情報発信を行うこととしている。		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	13	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	自然再生事業		
施策等の目的・概要	自然公園法に基づき、国立公園、国定公園等において行う、失われた自然を積極的に再生する自然再生事業。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度 直轄事業:7地区 交付金事業:7地区 平成27年度 直轄事業:7地区 交付金事業:5地区 湿原の再生や森林生態系の再生、サンゴ群集の再生等を進めている。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 8,881,710千円の内数		
	平成27年度(執行ベース): 8,272,262千円の内数(仮)		
	平成28年度(当初予算): 8,113,496千円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、自然公園法に基づき、失われた自然環境の再生を推進することとしている。また、自然生態系が有する防災・減災機能やグリーンインフラ等の観点も踏まえた自然再生の取組を推進していく。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	生物多様性の保全や生物相の回復を図るに当たっては、国土全体のみならず地域的視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要であり、引き続き自然再生の取組を着実に進めていく。		

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	(新規追加)	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業		
施策等の目的・概要	<p>・日本の海岸及び周辺海域において海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)の実態を把握するための調査、          ・海洋ごみの回収・処理及び発生抑制策に係る現状把握及び課題の検討          を実施することにより、効果的な海洋ごみ対策の検討に資することを目的とする。          また、収集された情報を国内外に広く発信することにより、地方自治体等の実施する地域の実情に応じた海洋ごみ          対策を促進するとともに、関係国等へのアウトリーチを図る。</p>		
施策等の実施状 況・効果	<p>・平成19年度より開始。          ・平成27年度は、漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国150箇所において実施した。          ・平成28年度も、漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国150箇所程度実施予定。</p>		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(執行ベース):67,059          平成27年度(執行ベース):74,731          平成28年度(当初予算):78,768</p>		
今後の課題・方向 性等	<p>海洋ごみ、特にプラスチックごみは、海洋及び沿岸の生物と生態系に直接影響し、潜在的には人間の健康にも          影響し得ることが懸念されているところ、海洋ごみ対策の推進のためには、海洋ごみの実態把握が不可欠である。          そのため、プラスチックごみを含む海洋ごみについて、その分布状況及び含有・吸着する化学物質に関する実態          把握調査を継続して実施する必要がある。          また、とりわけ近年問題となっているマイクロプラスチックについては、生態系への影響に関する更なる調査が必          要である。</p>		
第2回点検(平成26 年)で指摘のあった 「今後の課題」への 対応	特になし		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	16	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	生態系が有する防災・減災機能の活用を促進するための取組		
施策等の目的・概要	<p>気候変動による災害の激甚化や巨大地震が予想される中、人口減少やインフラの維持管理費の増大などを背景として、災害への向き合い方を再考することが課題となっている。</p> <p>生態系を活用した防災・減災は、生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方である</p> <p>本施策は、安全で豊かな地域社会の構築のため、生態系の防災・減災機能を活用することにより、生物多様性国家戦略が掲げる「100年計画」の実現につなげる取り組みである。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26及び27年度に有識者による検討会を設置し、『生態系を活用した防災・減災に関する考え方』をとりまとめた。同書では、災害リスクの低減に寄与する生態系の役割を整理し、地域が目標とする将来像を描く中で、生態系を活用した防災・減災を進める際に必要となる基本的な視点や活用手法について、事例を交えて紹介している。また、広く普及を図るため、その概要をまとめたハンドブック『自然と人がよりそって災害に対応するという考え方』を作成した。その他、平成26年には世界防災会議でのサイドイベントの開催、平成27年には専門家の国際会議への派遣を行った。</p> <p>平成26～27年度には、以下の閣議決定文書に関連する記述が盛り込まれた(一部抜粋)。</p> <p>国土強靱化基本計画(H26閣議決定) 「海岸線、湿地等の自然生態系が有する非常時(防災・減災)及び平時の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する」</p> <p>国土形成計画(H27閣議決定) 「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。」 「自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効率的、効果的な防災・減災対策を進めることが重要である。」</p> <p>国土利用計画(H27閣議決定) 「自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。」 「自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。」 「自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。」</p> <p>社会資本整備重点計画(H27閣議決定) 「自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする「グリーンインフラ」について、国際的な議論や取組が活発化している状況も踏まえ、我が国においても積極的に取り組む必要がある。」</p>		
施策等の予算額	<p>平成26年度(執行ベース): 11,430,801円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 6,992,493円</p> <p>平成28年度(当初予算): <b>28,080,000円の内数</b></p>		
今後の課題・方向性等	<p>引き続き、ウェブサイトやパンフレット等による広報を進めることにより、生態系を活用した防災・減災の理念への理解を得ていく。今後は、防災・減災のみでなく、気候変動の影響による影響を見越した地域づくりのため、社会資本として生態系の有する機能や生態系サービスが活用できるよう、これらの評価や、具体的事例を収集・共有するなど、地域が利用できるツールを整備し、自然資源の保全と活用の推進に資する事業を実施する必要がある。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト		
施策等の目的・概要	平成24年5月7日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、三陸復興国立公園の創設、長距離海岸トレイル(みちのく潮風トレイル)整備、地震・津波による自然環境への影響の把握などのグリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を実施するもの。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みちのく潮風トレイルについて平成28年3月までに約370kmの路線が開通。引き続き、早期の全線開通を目指す。</li> <li>・平成24年度から浄土ヶ浜や気仙沼大島等の施設を順次復旧させ、平成26年5月に震災メモリアルパーク中の浜を供用開始、7月に種差海岸インフォメーションセンターを供用開始。平成28年10月に南三陸・海のフィールドミュージアムデジタルセンター、平成29年度4月に石巻・川のフィールドミュージアムデジタルセンター、平成29年度中にトレイルセンターの供用開始に向けた整備を行う予定。なお、すでに供用を開始している震災メモリアルパーク中の浜は「自然の脅威や震災の記憶を後世に伝える場」として整備され、震災発生時の状況を解説する震災語り部ガイドを実施するなど、防災教育等につながる取組も併せて行っている。</li> <li>・平成24年度から平成26年度まで6地域で復興エコツーリズムモデル事業を実施し、平成27年度には地域の自立的・継続的な取組となるよう、フォローアップ調査を実施。</li> </ul>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): (復興特会)1490百万円		
	平成27年度(執行ベース): 集計中		
	平成28年度(当初予算): (一般)20百万円、(復興特会)880百万円の内数		
今後の課題・方向性等	長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の早期全線開通を目指すとともに、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備、デジタルセンター等の整備を行う。また、ホームページの全面リニューアル、英語マップの作成や、などを行う。また、デジタルセンターの整備を行うなど、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する。里山・里海フィールドミュージアム事業を実施する。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	19	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)のうち里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり		
施策等の目的・概要	第四次環境基本計画の目指す持続可能な社会＝「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会の実現を目的として、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取り組みについて、基礎情報の整備や関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化に当たっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図るもの。特に当該施策については、里地里山等の保全活動と低炭素化をセットで行うことで、「低炭素」と「自然共生」の一体的な推進を目指す。		
施策等の実施状況・効果	<p>里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域において、再生可能エネルギーの導入等の低炭素地域づくりのための設備導入に向けた調査の実施及び計画の策定に対して、必要な経費を支援している。平成26年度は10件、平成27年度は2件。</p> <p>地域への再生可能エネルギーの導入と地球温暖化対策地方公共団体実行計画(実行計画)等の策定をセットで行うことで、自治体の地球温暖化対策が推進されることが期待される。</p> <p>更に、当該事業においては、里地里山保全活動と再生可能エネルギーの導入をセットで行い、当該保全活動の生物多様性地域戦略等への位置付けも促す事業であることから、生物多様性に配慮すべき地域における、「低炭素化」・「生物多様性保全」の一体的な推進が期待される。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 5,300,000千円の一部</p> <p>平成27年度(執行ベース): 5,300,000千円の一部</p> <p>平成28年度(当初予算): <del>なし</del> <u>400,000千円の一部</u></p>		
今後の課題・方向性等	事業の普及を図り、地域の低炭素化と里地里山保全活動を一体的に推進する。 <u>なお、平成28年度より、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携)の一部として実施。</u>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			



第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	21	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討		
施策等の目的・概要	<p>生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)の国別目標「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す」及び主要行動目標「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する」を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、議定書に対応する国内措置を実施するために、関係省庁による国内措置検討、有識者による国内措置実施等に関する意見のとりまとめ、説明会、webページ等による普及啓発、国内措置の実施に必要な各国制度の情報収集・情報提供、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・「生物多様性国家戦略2012-2020」の国別目標及び主要行動目標を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、2015年までに国内措置を実施することを目指し、平成26年3月に有識者からなる「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」で国内措置のあり方に関する報告書をとりまとめた後、関係者の意見を踏まえ、関係省庁による国内措置検討を進めているところだったが、2015年中には名古屋議定書の締結には至らなかった。</p> <p>・また、国内措置の検討にあわせて、説明会等による普及啓発(平成27年度は勉強会を4回(参加者各50名程度)、シンポジウムを2回開催(参加者各100名程度))、国内措置の実施に必要な各国制度の情報収集・情報提供(各国制度の暫定訳を環境省Webサイトに公開)、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施している。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 9,720</p> <p>平成27年度(執行ベース): 16,098(見込み)</p> <p>平成28年度(当初予算): 16,187</p>		
今後の課題・方向性等	<p>・国家戦略に掲げられた目標を踏まえ、引き続き可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し名古屋議定書に対応する国内措置を実施するために、関係者の意見を踏まえつつ、関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指す。</p> <p>・また、名古屋議定書の締結に向けた国内の気運醸成と国内関係者の理解を深めるために、産業界や大学研究者等に対して関係省庁による説明会や意見交換会を開催するなど普及啓発に取り組む。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	外来種対策の総合的かつ効果的な推進		
施策等の目的・概要	平成22年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、「2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶すること」等を掲げた愛知目標が採択された。 平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においては、愛知目標を踏まえ、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画や我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを策定することを国別目標とした。		
施策等の実施状況・効果	「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づき、平成24年度から有識者などから構成される会議を設置し、関係省庁とともに検討を進め、平成26年度末に、 ① 我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用することを旨とするを目的とした、「外来種被害防止行動計画」、 ② 外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(略称:生態系被害防止外来種リスト)」を策定した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): <b>予算事業ではなく庁費等により対応</b> 平成27年度(執行ベース): <b>同上</b> 平成28年度(当初予算): <b>同上</b>		
今後の課題・方向性等	今後、「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」を活用し、外来種対策として農林水産業に対する被害の軽減や国民の理解醸成、利用者の適切な取扱いの促進などの普及啓発等の一層の推進を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			